

(案)

## 業務請負単価契約書

- 1 契約件名 令和8年度徳島森林管理署官用自動車点検等業務
- 2 使用内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約単価 別紙単価表のとおり
- 4 契約期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 履行期限 発注の都度指示
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 (以下「甲」という。)と 請負者 ○○○○ (以下「乙」という。)とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 契約条項

(発注及び履行)

- 第1条 甲又は甲の指定した職員は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行期限その他必要な事項を記載した発注書を発行し、これを乙に交付して業務履行の指示をするものとする。
- 2 乙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
- 3 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

(履行期限の延長)

- 第2条 乙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

(延滞金)

- 第3条 甲は、乙が発注書に定める期日内に業務の履行を完了できない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価を乗じて得た額に国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

(整備の追加)

第4条 乙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに甲又は甲の指定した職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備に係る費用の見積りをするものとする。

2 甲は、前項の乙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容についてこの契約とは別途の請負契約を乙と締結するものとし、契約条件はこの契約条項と同様のものとする。

#### (検査)

第5条 乙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。

3 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 検査職員は、検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不良な箇所を発見した場合は、乙に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。この場合、乙は、直ちに不良な箇所の補修を行わなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、乙が補修を完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (損失負担)

第6条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

#### (代金の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適正な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第8条 甲の責に帰すべき理由により第7条第2項の期間内に甲が代金を乙に支払わないときは、甲は未払代金につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(保証)

第9条 乙は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと甲乙が協議の上認めるときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合は、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約期間中の予定数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めるとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申し出たとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人である場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中の予定数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約期間中の予定数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、契約期間中の予定数量に契約単価を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する課徴金納付命令が確定しており、かつ、当該納付命令について独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(債権債務の相殺)

第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

2 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、遅延日数1日につき国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を乙から徴収する。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、単価契約の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 「主たる部分」とは、当該単価契約における車検整備及び定期点検整備に関する作業をいう。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(暴力団排除の推進)

第17条 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおりとする。

(契約外事項)

第18条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第19条 この契約について紛争を生じた場合は、甲と乙が協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

以上本契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県徳島市川内町鶴島239-1  
分任支出負担行為担当官  
徳島森林管理署長

印

乙

印

## 官用自動車点検等業務仕様書

### 1 対象物品

対象自動車は、別紙「令和8年度自動車点検等車両一覧表」及び同表別紙（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

### 2 請負内容

- (1) 請負者は、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。）について、点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官又は担当職員（以下「契約担当職員」という。）に連絡し、指示を受けるものとする。
- (2) 請負者は、契約担当職員の発行する発注書に基づき、一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施の上、車両配置場所庁舎に返還するものとする。ただし、那賀町の配置車両については、この限りでない。
- (3) 発注書及び単価表における項目の内容は次のとおりとする。
  - ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第48条に基づく点検整備をいう。
  - イ 継続検査とは、法第62条に基づく検査をいう。
  - ウ 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。
  - エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行をいい、申請に必要な継続検査申請書は、請負者が用意するものとする。
  - オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下回りの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。
  - カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装をいう。
  - キ 車内及び外回り洗浄とは、車内のごみ（粉じん等）の除去、マットの清掃、樹脂及び鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。
  - ク エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品、SP品質（API規格））代金を含むものとする。
  - ケ オイルエレメント交換には、オイルエレメント代金を含むものとする。
  - コ ブレーキフルード整備・交換には、ブレーキフルード代金を含むものとする。
  - サ ラジエーター冷却水交換には、ラジエーター冷却水代金を含むものとする。
  - シ タイヤ交換には、タイヤ代を含むものとする。

### 3 その他

請負者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示するなど、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備したすべての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難な場合等は、整備した内容をすべて記録した書面をあわせて提出すること。

別紙

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 単 価 表

件 名	( 項 目 )	予定数量	単位	単 価 (円) (税抜き)	単 価 (円) (税込み)
自動車重量税	乗用自動車(自家用エコカー減免無し13年未満車) 車両重量1t超～1.5t 2年	1	台		/
	乗用自動車(自家用エコカー減免無し13年未満車) 車両重量1.5t超～2t 2年	3	台		/
	乗用自動車(自家用エコカー減免無し13年未満車) 車両重量 ～1t 2年	2	台		/
	軽自動車(自家用エコカー減免無し13年未満車) 2年	1	台		/
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	6	台		/
	軽自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	1	台		/
継続検査 (車検、24ヶ月定期点検)	乗用自動車	6	台		
	軽自動車	1	台		
定期点検整備 (12ヶ月定期点検)	乗用自動車	3	台		
	軽自動車	0	台		/
定期点検整備 (6ヶ月定期点検)	乗用自動車(任意)	8	台		
	軽自動車(任意)	1	台		
保安確認検査	乗用自動車	6	台		
	軽自動車	1	台		
スチーム洗浄	乗用自動車	9	台		
	軽自動車	1	台		
下回り塗装	乗用自動車	6	台		
	軽自動車	1	台		
車内及び外回り洗浄	乗用自動車	9	台		
	軽自動車	1	台		
エンジンオイル交換	乗用自動車	17	回		
	軽自動車	2	回		
オイルエレメント交換	乗用自動車	9	回		
	軽自動車	1	回		
ブレーキフルード整備・交換	乗用自動車	6	台		
	軽自動車	1	台		
ラジエーター冷却水交換	乗用自動車	6	台		
	軽自動車	1	台		
継続検査代行料		7	台		

注1)数量(台数・回数)について、車輛の更新等により増減があっても、各単価は変更しないものとする。

(別紙)

### 令和8年度自動車点検等車両一覧表

徳島森林管理署

No.	管理署等	配 場 置 所	型 式	車 体 番 号	車 輛 重 量	車 輛 総 重 量	登 録 番 号	車 別 用 途	車 名	初 年 度 登 録 年 月	車 検 月	車 検 満 了 日	保 険 ( 共 済 ) 期 間		点 検 等 区 分
													自	至	
1	徳島署	徳島市	DBA-NT32	NT32-078582	1,510	1,785	徳島 300 の54-55	普通乗用	ニッサン エクストレイル	H29.12.12	12	R8.12.11	R7.1.12	R9.1.12	6ヶ月・車検
2	徳島署	徳島市	3BA-DA17W	DA17W-330098	990	1,210	徳島 580 よ31-70	軽乗用	スズキ エブリイ	R6.1.30	1	R9.1.29	R6.1.30	R9.2.28	6ヶ月・車検
3	徳島署	徳島市	DBA-NT32	NT32-591136	1,510	1,785	徳島 300 ひ2-93	普通乗用	ニッサン エクストレイル	R2.3.12	3	R9.3.13	R7.4.12	R9.4.12	6ヶ月・車検
4	徳島署	徳島市	3BA-A210S	A210S-0018127	1,040	1,315	徳島 500 ら66-51	小型乗用	ダイハツ ロッキー	R5.2.2	2	R10.2.2	R8.3.2	R10.3.2	6ヶ月・12ヶ月
5	徳島署	徳島市	4AA-MN71S	MN71S-318738	1,000	1,275	徳島 500 り16-91	小型乗用	スズキ クロスビー	R6.1.18	1	R9.1.17	R6.1.18	R9.2.18	6ヶ月・車検
6	徳島署	徳島市	4AA-MN71S	MN71S-318688	1,000	1,275	徳島 500 り16-92	小型乗用	スズキ クロスビー	R6.1.18	1	R9.1.17	R6.1.18	R9.2.18	6ヶ月・車検
7	徳島署	徳島市	5AA-YEH1S	TSMLYEH1S00C84689	1,320	1,595	徳島 300 ほ52-54	普通乗用	スズキ エスクード	R6.3.8	3	R9.3.7	R6.3.8	R9.4.8	6ヶ月・車検
8	徳島署	徳島市	5AA-GUE	GUE-043979	1,590	1,865	徳島 300 ま77-30	普通乗用	スバル クロストレック	R8.2.20	2	R11.2.19	R8.2.20	R11.3.20	12ヶ月
9	池田・徳島	徳島市	5AA-SKE	SKE-164605	1,620	1,895	徳島 300 ま16-18	普通乗用	スバル フォレスター	R7.3.7	3	R10.3.6	R7.3.7	R10.4.7	6ヶ月・12ヶ月
10	木頭・海部	那賀町	5AA-GTE	GTE-053171	1,530	1,805	徳島 300 ふ26-08	普通乗用	スバル XV	R4.2.24	2	R9.2.23	R7.3.24	R9.3.24	6ヶ月・車検

注1) 請負者は、車検及び定期点検の満了日の1ヶ月前までに契約担当職員にハガキ等により連絡し、日程調整を行うこと。

令和8年度自動車点検等車輛一覧表別紙

No.	登録番号	自動車重量税	自賠責保険料	検査登録印紙代(自動車)	検査手数料(自動車)	四ヶ月定期点検(車検、二ヶ月定期点検)	定期点検整備(六ヶ月毎点検)	保安確認検査	継続検査代行	スチーム洗浄	下回り塗装	車内及び外回り洗浄	エンジンオイル交換	オイルエレメント交換	ブレーキフルード整備・交換	ラジエーター冷却水交換	履行月
1	徳島 300の54-55	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7月 12月
2	徳島 580よ31-70	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7月 1月
3	徳島 300ひ2-93	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9月 3月
4	徳島 500ら66-51			△		○	○			○			○	○			8月 2月
5	徳島 500り16-91	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7月 1月
6	徳島 500り16-92	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7月 1月
7	徳島 300ほ52-54	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9月 3月
8	徳島 300ま77-30			△		○	○			○		○	○	○			2月
9	徳島 300ま16-18			△		○	○			○		○	○	○			9月 3月
10	徳島 300ふ26-08	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8月 2月

注1) 委託車両については予定車両であり、車両の更新等により増減する場合があります。

注2) 「車輛引き渡し及び納車場所」と「整備事業場」間の輸送経費については点検料に含む。

注3) 整備内容について、本表にない事項(交換部品や油脂、定期点検等に併せて行う追加整備、修理等)の実施については、その都度指示するものとする。

注4) 点検整備(6ヶ月毎点検)は、任意点検の対象車両である。